



業界の発展とそこに働く方々の 豊かな生活を支える

厚生年金基金加入へのご案内

事業主のみなさまへ

時下、みなさまにおかれましてはますます御清栄のこととお慶び申し上げます。さて、わたしたちの厚生年金基金は、昭和57年7月1日に東北七県電気工事業工業組合が母体となって設立されました。「誰もが充実した老後を送りたい…」「退職後の生活をより豊かに…」との願いを込めて電気工事業界に働くすべての方々に参加を呼びかけてきました。「人生80年時代」と言われておる昨今、国の代行部分及び基金独自の年金を上乗せして給付を行うという、厚生年金基金の果たす役割は、今後一層大きなものになると確信しております。

そのほか、基金への加入は、業界の社会的信用の高まり、企業のイメージアップにつながり、優秀な人材の確保、生産性の向上、退職金支払いの計画的準備、福利厚生面の充実と業界の結束の強化などに貢献しています。

ぜひ、老後生活の安定と福祉の向上に向け当基金への加入をおすすめします。

東北七県電気工事業厚生年金基金

厚生年金基金への加入は、こんなに有利です!

事業主のメリット

- メリット 1** 将来発生する退職金を計画的に積み立てるので資金面・費用面で負担軽減と平準化が図られ経営の安定化が保てます。(下図参照)
- メリット 2** 基金加入後の増加掛金は全額必要経費(損金)に算入され、税制上優遇されます。
- メリット 3** 手厚い年金の支給等福祉の充実から、優秀な人材の確保と従業員の勤労意欲、定着率の向上が望めます。
- メリット 4** 厚生年金保険の被保険者(70歳未満)であれば、事業主・役員も加入できます。
- メリット 5** 経審(経営事項審査)でも評価されます。

従業員のメリット

- メリット 1** 国の厚生年金は原則25年以上の加入期間が必要ですが、基金の年金は1ヶ月以上あれば年金が支給されます。
- メリット 2** 掛金の負担増なしで、国よりも平均23%多い給付が受けられます。
- メリット 3** 加入された期間が3年以上であれば、退職した場合は脱退一時金、死亡した場合は遺族一時金が支給されます。
- メリット 4** 基金の独自の福祉施設事業が利用できます。

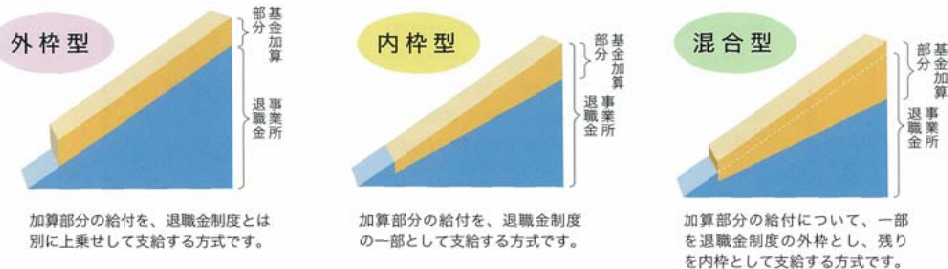


退職金制度との調整が可能です

会社が従業員の退職金費用を内部積立する場合、法人税法改正(平成14年度)で退職給与引当金制度が廃止になり、課税されることになりました。しかし、厚生年金基金の積立資産は、法人税が非課税扱いになります。事業主負担分の基金掛金はすべて損金処理ができるため、退職金・年金費用の有効な積立が可能です。

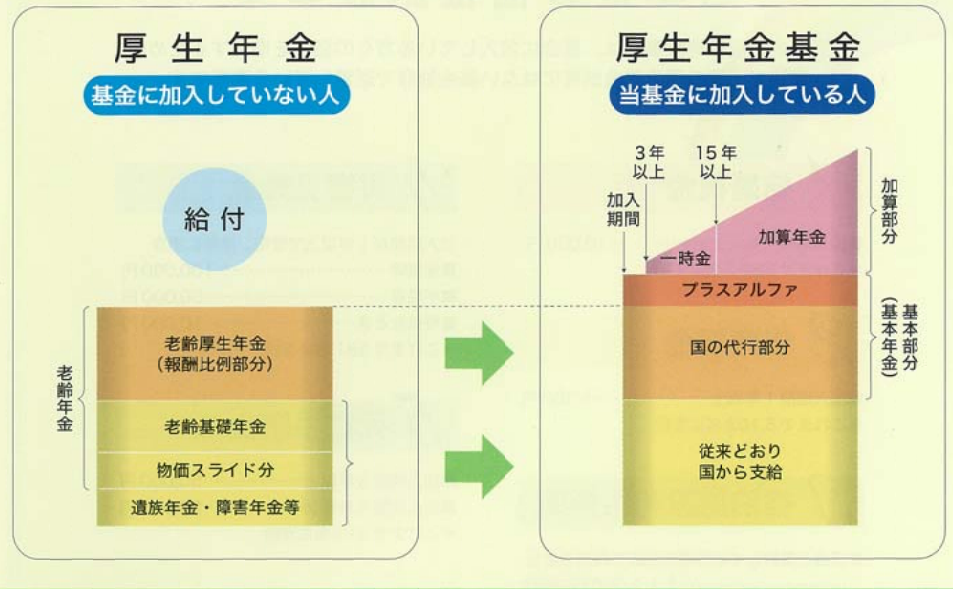
●退職金制度との調整例

厚生年金基金の給付については、各会社の退職金の事前積立金や退職金制度とも調整することができます。調整方法として、「外枠型」「内枠型」「混合型」があり、各会社の実状に合わせて決定できます。



給付と掛金について

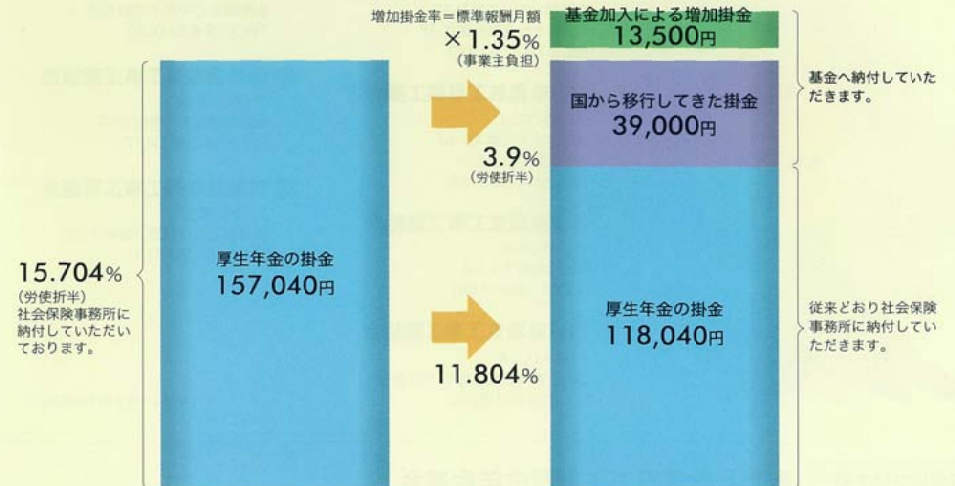
厚生年金基金の給付は、国の厚生年金の一部を代行する部分(基本部分)と基金独自のの上乗せ部分(加算部分)で構成されています。



当基金に加入した場合の、ご負担増「増加掛金」

(注) ①各掛金率は平成21年9月1日現在のものです。②また、掛金率%は標準報酬月額に対する乗率です。③端数処理はしていません。

【前提】標準報酬月額の総額 1,000,000円の場合



当基金の福祉施設事業

当基金の福祉施設事業は、基金に加入している方々の福祉を増進するための事業で、国の厚生年金制度にはない基金独自で運営している事業です。

1 結婚祝金

■加入期間 1 年以上……………10,000 円
*これまで 2,827 名に支給

2 出産祝金

■加入期間 1 年以上……………5,000 円
*これまで 5,103 名に支給

3 宿泊施設利用補助

■基金と契約している宿泊施設を利用の場合
……………1 人 2,000 円の補助
*これまで 10,800 名に支給

4 災害見舞金

加入期間が 1 年以上で住宅、家財に損害
■全焼等……………100,000 円
■半焼等……………50,000 円
■軽微なとき……………10,000 円
*これまで 581 名に支給

5 死亡弔慰金

■加入期間 3 年以上……………50,000 円
■加入期間 3 年未満……………20,000 円
*これまで 312 名に支給

(平成 21 年 4 月 1 日現在の累計)

各県の組合所在地



青森県電気工事工業組合
〒030-0802
青森市本町 2 丁目 9-17
青森県中小企業会館内 3F
TEL 017-773-1933

岩手県電気工事工業組合
〒020-0051
盛岡市下太田榊 48-44
岩手電気工事会館内
TEL 019-656-3255

秋田県電気工事工業組合
〒010-0918
秋田市泉南 1-1-18
TEL 018-824-1587

宮城県電気工事工業組合
〒984-0074
仙台市若林区東七番丁 157 番地
TEL 022-221-2676

山形県電気工事工業組合
〒990-0025
山形市あこや町 1 丁目 5-8
TEL 023-633-0161

福島県電気工事工業組合
〒960-8252
福島市御山字稲荷田 31-2
TEL 024-535-0477

新潟県電気工事工業組合
〒951-8068
新潟市上大川前通六番町 1203
TEL 025-229-4101

(平成 21 年 9 月 1 日現在)

基金についてのお問合せは

東北七県電気工事業厚生年金基金

〒984-0074 仙台市若林区東七番丁 157 番地 TEL 022-221-4415 FAX 022-224-6843